2025年4月

公益財団法人大和地所記念財団
2025年度　奨学生募集要項

公益財団法人大和地所記念財団
代表理事　押川　雅幸

1. 公益財団法人　大和地所記念財団について

大和地所グループは、創業以来、不動産開発を中心とした事業を行い、現在ではホテル、ゴルフ場運営事業やヘリコプター航空事業など様々な事業を展開しております。

不動産における私たちが考える開発とは、先人の誇りを胸に街の新しい歴史を築きあげる「温故知新の街造り」であります。そして忘れてはならないのは、そこに住む人々や、地域に対する細やかな「心配り」です。

横浜市を中心として様々な地域の周りの方々にお世話になり、社会と共に発展してきました当グループとしましては、今後、社会に対して少しでも多くの貢献を行うことが使命だと考えております。

夢に向かって励んでいる方、我が国の未来を担い、将来のリーダーとなる方を支援したい。

このような想いから、今後の社会発展の礎となる人材を育成し、地域社会ひいては我が国の持続的発展に貢献するため、2020年5月、当財団を設立致しました。

また、2021年2月1日、神奈川県知事の公益認定を受け公益財団法人となり、現在に至っております。

2. 奨学金の目的

神奈川県内の高等学校に在学する生徒のうち、学業優秀かつ品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を支給し、神奈川県の将来を担うリーダーとなる社会有用の人材を育成することを目的としております。

3. 奨学生となるための応募資格

以下のすべての事項を満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

	事　項	備　考
属性	2025年4月1日時点で神奈川県内の高等学校に在学する3年生	
推薦	在籍する学校の長から推薦を受けた者	推薦のない方の応募は受付けておりません。

4. 奨学生に対する支給内容

奨学生に対する支給は、以下のとおりです。

支給金額	支給期間	支給人数	返済義務	支給方法
30 万円	奨学生に採用されたその年度（2025/4/1～2026/3/31）	年間 30～40 人程度	なし	7月・12月の2回 1回につき15万円を届け出のあった本人又は保護者名義の預金口座に振込

※奨学金支給を停止又は終了、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

募集要項　9. 奨学金の停止又は終了等をご確認ください。

5. 奨学生となるための応募手続き

必要書類および応募手続きは、以下のとおりです。

	事　項	備　考
必要書類①（応募者本人）	(1) 奨学生願書	在籍する学校から受け取り、応募者本人が自筆してください。
	(2) 顔写真（カラー）	無帽。上半身のみ。縦 4cm、横 3cm で裏面に記名の上、奨学生願書に貼付してください。
	(3) 個人情報の取扱いに関する同意書	
	(4) 世帯の前年の所得がわかる書類	源泉徴収票・公的所得証明書・納税証明書・申告済収支報告書等、いずれか 1 つ **（共働き世帯の場合は、それぞれ必要です）**
必要書類②（学校依頼）	(5) 成績証明書	在籍する高等学校の2年生時のもの
	(6) 奨学生推薦書	在籍する学校の学校長等により書かれたもの

奨学生応募者は、必要書類①を在籍の学校に提出してください。

各学校におかれましては、奨学生応募者から提出された必要書類①と必要書類②を当法人にご送付ください。

提出期限　2025年6月9日

※提出された書類は返却不可となりますので、提出前にコピーをとっておく等ご対応ください。

6. 奨学生の選考方法

当法人は、ご提出書類を厳正に選考審査し、学業、人物が優秀であることおよび経済的状況要件を満たす者を奨学生として採用致します。

選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事　項	備　考
学業成績	成績証明書の内容	原則として全科目平均が 5 段階評価で 3.5 以上であること
経済的状況	修学における経済的援助の必要性	原則として高等学校等就学支援金制度の所得要件を満たしていること **（世帯年収約 910 万円未満）** 前年より、著しく経済的状況に変化があった或いは予想されるなどの事情も考慮の上、総合的に判断いたします。
人物	願書に記載された「資格」「入賞経験」「リーダー的役割の経験」「これまで力を入れてきたこと」「将来の目標や夢」	推薦書の記載内容も考慮します。

7. 奨学生の選考結果

当法人は、奨学生となる者へ直接通知するほか、在籍の学校を通じて、応募者に選考結果を通知致します（7月中旬ごろを予定）。なお、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

8. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「奨学生遵守事項」を遵守しなければなりません。奨学生となる者は、選考結果の通知から原則2週間以内に、遵守することの誓約書を当法人に提出する必要があります。

なお、支給期間中は、下記事項の遵守を義務といたします。

	事由	遵守事項
提出義務	在籍する学校から学業成績表の交付を受けた場合（各学期ごと）	奨学生は、学業成績表の受領後、その都度速やかに当法人に学業成績表の写しを提出
報告・届出義務	1）奨学生遵守事項（別紙）に該当する場合 2）願書等、当法人に提出している情報に変更があった場合	奨学生は、直ちに当法人にその旨を報告

9. 奨学金の停止又は終了等

奨学生において、次の事由が生じた場合、理事会は、奨学金の支給を停止又は終了することがあります。なお、⑤～⑧に該当することとなった場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

奨学金の停止又は終了等の事由	
①	在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
②	水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
③	病気、その他の理由により学業を継続する見込みのない場合
④	休学、または長期にわたって欠席した場合
⑤	重大な法令違反又は公序良俗違反があった場合
⑥	学業成績又は素行が著しく不良の場合
⑦	提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
⑧	奨学生の義務の不履行、その他奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

10. お問合せ先

当法人奨学金について、ご質問や確認事項がある者は、公益財団法人大和地所記念財団事務局（電　話：045-663-4112、E-mail：info@daiwajisyokinen-foundation.or.jp）までご連絡くださいますようお願い致します。

以上